

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2023.04

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ CCUS が SOS に 現場に入れない!

建設キャリアアップシステム：2023 年度から「あらゆる工事で CCUS を完全実施」を目指して、国と建設業界が一体となって推進してきました。

SOS

SOS!、「4 月から現場に入れて貰えなくなるから困る」「急ぎで手続きして欲しい」「従業員のカードは届いたけれども会社と紐づいていない状態なので紐付だけでもお願いしたい」「自社で申請したけれども、どこまで進んでいるのか分からなくなってしまったので、途中からでもお願いできないか」等々という声をお聞きしています。

多数の事業者様が、一斉に申請されますと混み合って審査に時間を要すると思っておりましたが、最近はずーずーに手続き完了されるようになったようです。

CCUS のセンターの 2 月現在の申請処理状況は、次のとおりです。

◆新規事業者登録：新規登録受付から登録完了（ID 発行）まで最速 5 日、カード発行完了（送付期間を除く）まで最速 11 日。

◆新規事業者登録：申請受付から最速 5 日で審査完了し登録料のご案内。

◆お問い合わせフォームの回答：約 7 割が受付当日中に処理、当日又は翌日に回答が送信されています。



本人確認書類（運転免許証等）を間違えなく添付しているのに、不備の連絡が届いたり、しかしよく確認してみたら、運転免許証の氏名が擦れて削れてしまって不鮮明ということもありました。

あと一歩で完了するのに、ということでも構いません。現場に安心して入場できるようお役に立てることがありましたら、牟田事務所までご連絡ください。

人事異動!

再度のご確認をお願いします

「辞令」の発令予定されておられませんか。

建設業許可を取得している営業所等の責任者（「令 3 条使用人」と呼びます。）やその営業所での「専任技術者」に変更があった場合には、変更後 14 日以内に建設業の「変更届」の提出が必要です。3 月中頃にあちこちからご連絡を頂き、「身元証明書」等々取り寄せ 4 月 1 日以降の変更届の準備をしました。

もしかしたら、「定年」で非常勤になられたベテランの技術者さん、いらっしゃいませんか(;_;)

★運送業★ **ドライバーさんの健康診断 その後！**

2024年問題も！ ですが、今やっておきたいこと。

健

健康診断 ドライバーさんの健康診断！！受診しただけになっていませんか！？

定期健康診断は1年以内ごとに1回、夜間（22時～翌5時の間）従事者は6か月以内ごとに1回受診しなければなりません。

ただ受けただけでは意味がありません！！

受診した後に結果に基づいて指導、再検査できていますか？受診していても症状が出てからでは手遅れです。

健康診断を受診していても運転中に症状が出て重大事故が起きてしまった場合には行政処分の対象となります。そうなる前に日頃からドライバーさんの健康状態を把握して、**要再検査や要精密検査、要治療**の所見のある方にはもう一度！病院に行かせる必要があります。再検査に行った後も「行ったから終わり」でなく、日々の点呼のときに症状、服薬の確認等、確認して、その記録が大事です。ドライバーさんを守るためにも会社が厳しくする必要もあります。

再

検査に行きたくない方もいるかも。でも、そのまま乗務するのはさらに危険です。運転者が歩道に突っ込むなんてニュースもよく目にします。そうなる前にトラックから降りてもらふことも必要です。就業規則にもしっかりと記載しておきましょう。

人手不足の中、ドライバーさんは高齢化するばかりです。**長く働いてもらうためには健康が一番**です。あの時厳しくしておけば、運転をやめさせておけば良かったなんて後悔したくありません。今から始めましょう。再検査はすぐにできます。特別なものもありません。会社を、従業員を、家族を守るためにも今すぐです。「コロナで予約取れません。」はありません。

労

働基準監督署 また、2024年問題に向けて労働基準監督署、運支局の監査課が積極的に動いています。事故がないところも運輸局から監査がやってきます。特に監督署が来たところは要注意！！ 問題解決には今から始めないと間に合いません。**荷主さん、元請けさんに交渉するには今**しかない！！いつやるの？今でしょ！



Gマークが変わる **チャンス「長期認定取得事業所」**

今までの評価項目 11 項目（配点 21 点）から 4 グループ 17 項目に変わります。項目は増えますがそれぞれ選択制になり、自社にあった項目を選択できるようになりました。

申請受付期間も 6 月下旬～7 月中旬となり申請期間が延びました。でも、申請のご準備はお早めに！

更に今回から **6 回目の更新を迎える事業所は 20 年継続する「長期認定取得事業所」**となり、取り組み内容も自認頂くなど書類の提出も不要になる予定です。是非 20 年を目指して G マークを取得、継続しましょう。

ステッカーも通常の白色から金色のゴールドステッカーになる予定です。

G マーク取得事業者は未取得事業所に比べて事故の割合が半分以下になる統計も出てます。今まで取得していない事業所様も是非！（「安全運転の肝」セミナーも乞うご期待）



★産廃業★

～石綿汚泥はじめました～

環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改訂により、「石綿含有仕上塗材」が廃棄物となったものについて産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（汚泥）として取り扱うことが明記されました。このため、許可品目に石綿含有産業廃棄物（汚泥）を含める必要が生じ、各県で許可の書き換えが行われています。

○主な改正点

(1) 「石綿含有仕上塗材」を廃石綿等から石綿含有産業廃棄物へ変更

今回の改正で、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、吹付け工法であるか否かに関わらず石綿含有産業廃棄物になりました。

(2) 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の追加

石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、工法によっては「汚泥」に該当する場合もあると示され、「石綿含有産業廃棄物」の該当品目に「汚泥」が追加されました。

○許可証の書き換え

上記に伴い、既に「石綿含有産業廃棄物」の記載がされている「廃プラスチック類・がれき類・ガラ陶」と同じく「汚泥」に「石綿含有産業廃棄物を含む（除く）。」を記載がされます。今後、高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものを収集運搬するには、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の許可が必要です。現在、汚泥・石綿含有産業廃棄物をお持ちの事業者様は変更手続きが必要となる場合がありますので一度ご確認ください。

2023 年度産廃講習会 試験日程発表！

令和 5 年 3 月 13 日付けで、令和 5 年度講習会日程が発表されました。

申込受付は、**2023 年 3 月 27 日 9:00～開始**。下記サイトから WEB 申込みのみでの対応です。

○公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

※本年 4 月開催分より、オンラインと対面の二種類の形式での実施となりました。

①オンライン形式は、コロナ禍以降に追加されたオンライン受講→会場試験の形式、

②対面形式は、コロナ禍以前に実施していた会場受講→会場試験の形式です。

※WEB 申し込み時、下記必要となりますので事前にご準備下さい。

○受講者の顔写真データ ※画像ファイル横 640×縦 832 ピクセル以上
(デジカメ撮影データの切り抜きや、写真のスキャンデータ等でも可)

※愛知での直近開催は下記の通りです。

【更新】収集・運搬課程 2023 年 5 月 9 日（火）【オンライン形式】

2024 年 2 月 14 日（水）【対面形式】

【新規】収集・運搬課程 2023 年 6 月 1 日（木）【オンライン形式】

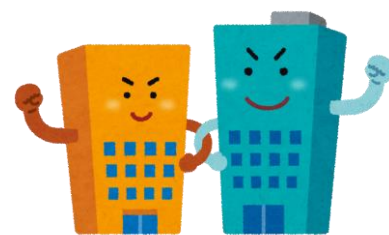
2023 年 12 月 7・8 日（木・金）【対面形式】

※今年も 4 月開催がなく、上記日程へ応募殺到が予想されます。お申し込みはお早めに！！

★その他★ 「事業承継・M&Aと許認可」シリーズ

風俗業界のM&A

新型コロナウイルス感染症の大打撃を受けた風俗業界では閉店に追い込まれるお店が多くありました。行動制限・・・徐々に活気が戻ってきて、新店オープンの風俗営業は合併、分割の事業再編の需要が高くなっています。



周辺保護対象施設要件：近くに病院が学校ができていたりして新規許可が取れない、また新規許可となると休業期間ができてしまうなど問題があります。新規より、合併・分割により許可を引き継ぐことが便利で現実的ですね。

合併 合併により、風俗営業許可を承継させ事業を引き継がせることが可能です。

合併承認申請：承認は、何も問題が無ければ概ね 35 日以内に下ります。土・日・祝日を除くので、50 日くらいを見ておいた方がいいですね。「承認通知書」が公安委員会より交付されます。公安委員会の承認を受けた後、官報公告への掲載及び合併登記の申請手続きへ進みます。

分割 分割により、風俗営業許可を承継させ事業を引き継がせることが可能です。

分割承認申請：承認までは、合併と同様概ね 35 日以内、暦日数で見れば 50 日程度です。

こちら承認前に登記をすると、風営許可が失効！注意が必要です。承認を受けた後は、合併と同様の手続きをします。申請は、新設分割の場合は、分割する会社が、吸収分割の場合は、分割する会社と許可を承継する会社が連名で行いません。分割登記完了後遅滞なく、風俗営業許可を承継した会社が、合併と同様に許可証の書き換え申請を行います。

登記は注意！ 承認認可前に合併や分割登記がされた場合は、風俗営業許可の効力が失効！

必ず登記前に承認申請をし、承認を受けましょう。その後合併登記完了後遅滞なく、風俗営業許可を承継した会社は、公安委員会に対し「許可証書換え申請書」、「変更届出書」、「法人登記事項証明書」を提出し、営業許可証の書換えを受ける必要があります。「飲食店営業許可」も取得して営業している場合は、管轄の保健所への手続きも併せて行います。

「合併、分割」の承認申請をする場合、司法書士・税理士の先生とチームを組んで、少なくとも半年前から準備する必要があります。新規申請を行うリスクを考えれば、使わない理由はないと思います。 早めにご連絡ください。

相続 「個人」の許可取得者が死亡した場合

相続人が被相続人の風俗営業許可を承継し、営んでいた営業所を引き続き経営しようとする場合、その相続人は被相続人の死亡後 60 日以内に公安委員会に対し「相続承認申請書」を提出し、その承認を受けるます。こちら標準処理期間は 35 日、問題がなければ概ね 50 日程度で承認が降ります。その間営業を続けることもできます。

「個人」事業の方は、早めの法人化がおすすめです。